

総合会計 事務所ニュース

2016年9月 No231

税理士法人総合会計ホームページ <http://www.sogo-k.net>



山口事務所 〒754-0002 山口市小郡下郷 1256-16-101

周南事務所 〒746-0015 周南市清水 2-11-11 共立ビル 2-B

下関事務所 〒751-0816 下関市椋野町 3-13-52

事業承継の準備はできていますか？

～中小企業、2030年消滅？ 社長の年齢が14年後 80歳前後に～

6月6日付の日経新聞に、衝撃的なタイトルが掲載されました。記事の内容を要約・改編しました。

『日本経済を支える中小企業が「消滅」の危機を迎えるかもしれない。経営者の中心年齢は2015年に66歳となり、この20年で19歳上がった。円滑な事業承継や若者の起業が進まなければ30年には80歳前後に達し、いまの男性の平均寿命とほぼ並ぶ。早く手を打たないと厳しい未来が現実になってしまう。』

東京五輪が遠い思い出となった2030年の日本。年老いた中小企業経営者の2人が沈んだ顔でなにやら身の上話をしていた。

熊さん「俺たち団塊の世代ももう80代か」

八つぁん「その昔、一億総活躍ってのがあったけど、俺もこの年までよく活躍したと思うぜ。もう引退させてもらいたいよ」

熊さん「息子さんもぼちぼち還暦だろ。継いでくれるのか」

八つぁん「大企業でも定年が75歳になったそうで、いまの会社に骨をうずめるって言うんだぜ」

熊さん「うちも継ごうなんて人は見つからないよ」

八つぁん「まだしばらく活躍するのでしょうか……」

いまから14年後の団塊世代の会話を絵空事と片付けるわけにはいかない。そんな未来はもう目の前に来ている——。』

笑うに笑えない深刻かつ緊急な課題です。

中小企業のうち従業員数が20人以下の事業者は、2014年までの2年間で廃業が開業を17万社も上回りました。規模の小さい企業は減少局面に入っている公算が大きいといえます。民間リサーチ会社の調査によると、休業や廃業、解散をした企業のうち半数近くの経営者が70代で、経営者が70歳を超えると会社の存続に見切りを付ける可能性が高まるようです。

中小企業の事業承継に関するアンケート調査によると、「ちょうど良い時期だった」という回答の平均年齢は43歳でした。

この時期が人間的にも、技術力・行動力なども一番脂がのる頃です。親族承継でも、第三者承継でも同じだと思います。

日本では企業数の99%超、働く人の70%を中小企業が占めます。特に地方ではその比率が80%を超えます。全ての中小企業が消えることはないとしても、経済の土台は間違いなく揺らぐこととなります。こうした未来を避けるには、早いうちに世代交代をすることが重要になります。

中小企業庁が2016年4月に発表しました、「2016年版中小企業白書」によると、中小企業数は、1999年に484万社あったものが、毎年減少しており、2014年には381万社に減少しています。減少103万社、率で言えば21%の減少です。

中小企業のおかれた厳しい経営環境を変えることと、自助努力により先手、先手で「アラフォー族」への事業承継を最優先課題と位置づけるべきではないでしょうか。

代表社員・税理士 金巨 功

～経営理念～

- 一、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にする税制の実現をめざします。
- 一、地域とそれをささえる中小企業の繁栄のため、税務・会計・経営のエキスパートになることをめざします。
- 一、みんなで創造し、みんなで成長しあえる、働き甲斐のある事務所をめざします。

確定拠出年金の加入要件が緩和されました

平成 28 年 5 月、確定拠出年金法等の改正案が成立しました。これまで、加入できるのは自営業者などの第 1 号被保険者と勤務先に企業年金がない会社員に限られていましたが、平成 29 年 1 月より新たに専業主婦（第 3 号被保険者）や公務員、勤務先に企業年金のある会社員も加入できるようになります。これにより 60 歳未満である現役世代のほぼすべての方が確定拠出年金を利用できるようになります。

年金は、1 階部分の国民年金、2 階部分の厚生年金、3 階部分の企業年金で構成されています。確定拠出年金は企業年金の一つで、企業年金には確定拠出年金のほか、確定給付年金や厚生年金基金があります。

確定拠出年金には、企業が従業員の掛金を拠出する企業型と個人が掛金を拠出する個人型があり、自ら運用方法を選び、運用実績に応じて受取額が変動する年金制度です。

【個人型のメリット（拠出時、運用時、受取時の税制優遇）】

1. 拠出時

個人型の場合、支払った掛金は「小規模共済等掛金控除」の対象となり、全額所得控除の対象となります。

拠出限度額（単位：円）	月額	年額
自営業者など第 1 号被保険者	68,000	816,000
第 2 号被保険者のうち勤務先に企業年金制度がない会社員 専業主婦などの第 3 号被保険者	23,000	276,000

2. 運用時

運用益は非課税で再投資されます。

3. 受取時

一時金として受取る場合は退職所得として「退職所得控除」、年金として受取る場合は公的年金と合算して「公的年金等控除」が受けられます。

【個人型の注意点】

1. 原則 60 歳まで引き出すことができません。
2. 運用商品は元本確保型と元本変動型があり、元本変動型を選択した場合、運用結果により受取額が減少するリスクがあります。
3. 加入時に口座開設手数料、運用時に口座管理手数料などの各種手数料がかかります。
4. 2001 年導入時から凍結されていますが、積立金に対して特別法人税がかかります。

【小規模企業共済と確定拠出年金】

中小企業の経営者の退職金制度である小規模企業共済と確定拠出年金は、併用して加入することも可能です。

確定拠出年金は DC 制度や日本版 401K とも呼ばれています。制度が始まった 2001 年度の加入者は約 9 万人（企業型）、2015 年度には約 574 万人（企業型 548 万人、個人型 26 万人）に増加しています。

事例 Q & A

Q.

設備投資を行った場合、「生産性向上設備投資促進税制」・「中小企業投資促進税制」・「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」の3つのどれかに当てはまる可能性があります、それぞれどう違うのでしょうか

A.

この制度は、中小企業者等が特定の生産性向上設備等を取得し、指定事業の用に供した場合に特別償却又は、税額控除を認めるものです。

この制度の適用対象事業年度は、平成29年3月31日までの期間内に、新品の適用対象資産を取得し指定事業の用に供した日を含む事業年度です。

適用対象資産は、機械及び装置については160万円以上、ソフトウェアは70万円以上、その他の資産120万円以上、車両及び運搬具のうち一定の普通自動車で、貨物の運送の用に供されるもののうち車両総重量が3.5トン以上のもの等です。

設備投資を行った場合には該当するか調べてみましょう。

3つの制度の中で一番手厚い「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」を説明します。

* 「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」とは

従来の「中小企業投資促進税制」の適用範囲内で、さらに「生産性向上設備投資促進税制」の適用要件である A. 「先端設備」と B. 「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に当てはまれば、上乗せ措置として、生産性向上設備投資促進税制よりも更に手厚い**即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除**が適用できる税制措置です。(注)

* 「生産性向上設備投資促進税制」とは

特別償却50%又は取得価額の4%の税額控除が適用できる税制措置です。(注)

* 「中小企業投資促進税制」とは

特別償却30%又は取得価額の7%の税額控除が適用できる税制措置です。(注)

制度の終了まで残り1年を切り適用を検討する動きが加速していますが、適用に際して必要な手続きに時間がかかるケースがあるので注意が必要です。例えば、経済産業省の確認書や証明書が必要な場合、申請から発行までに1ヶ月かかることもあるので早めの対応が必要です。

(注) 上記の税額控除限度額が、控除の適用を受けようとする事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

税額控除限度額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超えるために、税額控除限度額の全部を控除しきれなかった場合には、1年間の繰越が認められます。



元気通信



税務カレンダー

【9月の税務】

内容	納付/申告期限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	9/12
7月決算法人の確定申告	9/30
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	9/30
1月決算法人の中間申告	9/30

【10月の税務】

内容	納付/申告期限
特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	10/17
個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）	10月中において市町村の条例で定める日
9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	10/11
8月決算法人の確定申告	10/31
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	10/31
2月決算法人の中間申告	10/31

数独してみよう～！

パズルだからとあなどるなかれ！？

数独はペンシルパズルの一つで、「ナンバープレース（ナンプレ）」とも呼ばれています。

数独の問題を解いているときは自然と簡単な計算に近い働きをしているので、脳の前頭前野が活性化して、「脳の健康を保つ効果」や「記憶力を改善する効果」があるそうです。

ルールは簡単。3×3のマス目が9つ集まって出来た、9×9のマス目に数字をいれていくというものです。数字の入れ方のルールはたったの二つ。

ルール1：3×3のマス目には1～9のすべての数を使います。

ルール2：縦9マスにも横9マスにも1～9のすべての数字を使います。

最初に与えられた数字を頼りに、全てのマス目を埋めることができればクリアです。

脳トレとして活用してみてもいいでしょうか？

	4			1		3		2
2					3			
		6	5				1	
		2	6	6			5	4
5			4	Ⓐ	1			8
6	3			7		2		
	2				4	1		
			1					5
1		7		3			6	

たとえば中央の3×3のブロックにまだ2は入っていません。

あいている5マスのどこかに2が入ることになります。

上から4番目と6番目の行にはすでに2が入っています。ですから、この行にこれ以上2を入れてはいけません。

同じように、中央の両隣のブロックにも2が入っているのに入れられません。中央のブロックで2が入れられるのはⒶのところだけです。

